

平成22年第4回安平町議会定例会議案

平成22年6月21日

安 平 町

# 議長諸般事項報告

1 本定例会の提出案件 別紙のとおり

2 議会の動向

自 平成22年 2月25日 至 平成22年 6月11日			
月 日	事 項	場 所	出席者
2月27日	あびら女性の集い	早来町民センター	議長
2月27日	自衛隊父兄会安平支部新入隊員激励会及び懇親会	レストランわたなべ	議長
3月3日	議会運営委員会	追分庁舎会議室	委員長ほか
3月5日 ～ 3月10日	平成22年第2回安平町議会定例会	追分庁舎議場	議員
3月25日	平成21年度 安平町誘致企業会「経済セミナー」	早来町民センター	議長
3月25日	教職員(管理職)送別会	レストランわたなべ	議長
3月30日	第30回全国中学校スケート・アイスホッケー大会 優勝祝賀会	早来町民センター	議長
3月31日	安平町立はやきた子ども園施設見学会	はやきた子ども園	議長
3月31日	胆振東部消防組合消防署安平支署落成式	レストランわたなべ	議長
4月14日	苫小牧地方総合開発期成会監査	早来庁舎	議長
4月28日	平成22年第3回安平町議会臨時会	追分庁舎議場	議員
5月6日	平成22年度 安平町五者歓迎会	レストランしばらく	議長
5月7日	安平建設協会総会・懇親会	レストランしばらく	議長

報告第1号

例月出納検査報告について

監査委員より例月出納検査の結果報告があったので、別紙配布のとおり報告する。

平成22年6月21日提出

安平町議会議長 山田尚孝

記

平成22年2月分 (平成21年度分)  
平成22年3月分 (平成21年度分)  
平成22年4月分 (平成21・22年度分)

報告第2号

専決処分事項の報告について

下記事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分書のとおり処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成22年6月21日提出

安平町長 瀧 孝

専決処分事項

安平町予防接種健康被害調査委員会条例の一部を改正する条例の制定について

安平町予防接種健康被害調査委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年5月26日

安平町長 瀧 孝

安平町条例第14号

安平町予防接種健康被害調査委員会条例の一部を改正する条例

安平町予防接種健康被害調査委員会条例（平成18年安平町条例第97号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第3号中「胆振保健福祉事務所苫小牧保健部長（苫小牧保健所長）」を「安平町を所管する北海道が設置する保健所の長」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

報告第3号

平成21年度安平町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

平成21年度安平町一般会計繰越明許費繰越計算書について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、次のとおり報告する。

平成22年6月21日提出

安平町長 瀧 孝

平成22年度繰越明許費繰越計算書

単位：円

(一般会計)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳			
					特	定		
						既収入特定財源	未収入特定財源	地方債
		追分庁舎多目的トイレ設置事業	3,500,000	3,500,000				
		追分庁舎玄関改修事業	2,235,000	2,235,000				
2. 総務費		町有施設修繕事業	2,324,000	2,324,000				
		安平駅前通街灯LED化事業	4,440,000	4,440,000				
		町内防犯灯設置事業	1,299,000	1,299,000				
		創作研修館改修事業	4,575,000	4,575,000				
3. 民生費	1. 社会福祉費	ぬくもりセンター改修事業	1,208,000	1,208,000				
	2. 児童福祉費	子ども手当システム改修事業	3,592,000	3,592,000				
		安平市街6号線排水補修事業	3,665,000	3,665,000				
		東早来安平線排水補修事業	5,723,000	5,723,000				
		若草1条線改良舗装事業	10,605,000	10,605,000				
		早来市街北1号線擁壁改修事業	3,203,000	3,203,000				
8. 土木費		鈴蘭橋改修事業	1,701,000	1,701,000				
		鹿公園整備事業	3,436,000	3,436,000				
		町内公園遊具修繕事業	3,616,000	3,616,000				
	4. 都市計画費	とさわキャンプ場整備事業	9,461,000	9,461,000				
		公営住宅外壁塗装事業	9,870,000	9,870,000				
9. 消防費	1. 消防費	全国瞬時警報システム設置事業	1,936,000	1,936,000				190,000
		小中学校網戸取付事業	3,021,000	3,021,000				
	1. 教育総務費	早来中学校校舎等耐震改修事業	60,762,000	60,762,000			4,900,000	68,000
	2. 小学校費	追分小学校下水道接続事業	9,768,000	9,768,000				
		早来公民館改修事業	18,900,000	18,900,000				
10. 教育費	5. 社会教育費	追分公民館改修事業	31,680,000	31,680,000				13,916,000
		追分プール整備事業	10,646,000	10,646,000				
	6. 保健体育費	スポーツセンター改修事業	17,336,000	17,336,000				
		柏が丘球場改修事業	2,965,000	2,965,000				
		計	231,467,000	231,467,000			4,900,000	14,174,000

平成22年6月21日提出

報告第4号

安平町国民保護計画の変更について

安平町国民保護計画を別紙のとおり変更したので、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第120号）第35条第8項において準用する同条第6項の規定により、報告する。

平成22年6月21日提出

安平町長 瀧 孝

選挙第1号

安平町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙について

地方自治法第182条第1項及び第2項の規定により、安平町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙を行う。

選挙管理委員 4名


同補充員 4名


発委第1号

安平町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

安平町議会委員会条例（平成18年安平町条例第177号）の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成22年6月21日提出

議会運営委員会

委員長 田村興文

（提案理由）

安平町組織条例の一部改正が行われたことに伴い、必要な事項を定めるため、この条例の制定について、提案するものである。

安平町議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 年 月 日

安平町長 瀧 孝  
安平町条例第 号

安平町議会委員会条例の一部を改正する条例

安平町議会委員会条例（平成18年安平町条例第177号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「、介護保険課」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

承認第1号

専決処分事項の承認について

下記事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分書のとおり処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求める。

平成22年6月21日提出

安平町長 瀧 孝

専決処分事項

平成21年度安平町一般会計補正予算（第10号）について

承認第2号

専決処分事項の承認について

下記事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分書のとおり処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求める。

平成22年6月21日提出

安平町長 瀧 孝

専決処分事項

平成21年度安平町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）について

諮問第1号

安平町民生委員推薦会委員の委嘱について

次の者を委嘱したいので、議会の意見を求める。

平成22年6月21日提出

安平町長 瀧 孝

安平町民生委員推薦会委員に委嘱しようとする者

谷村琢哉	平成22年7月1日委嘱
高山正人	同上
竹内亨	同上
西田孝	同上
田上晴正	同上

(提案理由)

安平町民生委員推薦会委員として、上記の者を委嘱したいので、安平町民生委員推薦会規則第2条の規定により、議会の意見を求めるため提案するものである。

議案第1号

安平町定住促進条例の一部を改正する条例の制定について

安平町定住促進条例（平成18年安平町条例第18号）の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成22年6月21日提出

安平町長 瀧 孝

（提案理由）

安平町の重点政策である人口確保対策及び少子化対策の一環として、町が独自に実施する町民出生祝金制度の支給額を増額改定するため、この条例の制定について、提案するものである。

安平町定住促進条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 年 月 日

安平町長 瀧 孝

安平町条例第 号

安平町定住促進条例の一部を改正する条例

安平町定住促進条例（平成18年安平町条例第18号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「定める額」の次に、「（金券又は物品により支給する場合にあっては、当該各号に定める額に相当する額の金券又は物品）」を加え、同項第1号中「1万円」を「3万円」に改め、同項第2号中「2万円」を「5万円」に改め、同項第3号中「第3子以降」を「第3子」に、「5万円」を「10万円」に改め、同項に次の1号を加える。

（4）第4子以降 50万円

第5条第3項中「7日」を「30日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の安平町定住促進条例の規定は、平成22年4月1日以後に出生した子に係る出生祝金の支給から適用する。

議案第2号

安平町入所児童保育料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

安平町入所児童保育料徴収条例（平成18年安平町条例第82号）の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成22年6月21日提出

安平町長 瀧 孝

（提案理由）

安平町の重点政策である人口確保対策及び少子化対策の一環として、町が独自に実施する保育料軽減制度を更に拡大するとともに、併せて国が定める保育単価の改定及び基準額表の所得階層見直し等に伴う保育料徴収基準額の改定を行うため、この条例の制定について、提案するものである。

安平町入所児童保育料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 年 月 日

安平町長 瀧 孝

安平町条例第 号

安平町入所児童保育料徴収条例の一部を改正する条例

安平町入所児童保育料徴収条例（平成18年安平町条例第82号）の一部を次のように改正する。

別表中

5,400円	3,600円	3,600円	を	4,500円	3,000円	3,000円
11,700円	9,900円	9,900円		9,750円	8,250円	8,250円
18,000円	16,200円	16,200円		15,000円	13,500円	13,500円
26,700円	24,900円	24,900円		22,250円	20,750円	20,750円
36,600円	34,700円	31,040円		30,500円	28,570円	25,520円

に、

第7	413,000円以上	48,000円	34,700円	31,040円	を
----	------------	---------	---------	---------	---

第7	413,000円以上 734,000円未満	40,000円	28,570円	25,520円	に改
第8	734,000円以上	51,880円	28,570円	25,520円	

め、同表備考の1の事項中「及び同法附則第5条第3項」を「、第314条の8、同法附則第5条第3項及び第5条の4第6項」に、「第7階層」を「第8階層」に改め、同事項(1)中「所得税法」の次に「第78条第1項、第2項第1号、第2号（地方税法第314条の7第1項第2号

に規定する寄付金に限る。)及び第3号(地方税法第314号の7第1項第2号に規定する寄付金に限る。)、」を加え、同事項(2)中「及び第2項並びに」を「、第2項及び第3項、」に改め、「第41条の2」の次に「、第41条の3の2第4項及び第5項、第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項及び第2項、第41条の19の4第1項及び第2項並びに第41条の19の5第1項」を加え、同表備考の2の事項(3)の表第3階層の項中「11,100円」を「9,250円」に、「9,300円」を「7,750円」に改め、同表備考の3の事項中「第7階層」を「第8階層」に改める。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は、平成22年7月1日から施行する。

##### (経過措置)

- 2 この条例による改正後の安平町入所児童保育料徴収条例第3条の規定は、平成22年7月分の保育料から適用し、同年6月分以前の保育料については、なお従前の例による。

議案第3号

安平町立へき地保育所条例の一部を改正する条例の制定について

安平町立へき地保育所条例（平成18年安平町条例第83号）の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成22年6月21日提出

安平町長 瀧 孝

（提案理由）

安平町の重点政策である人口確保対策及び少子化対策の一環として、へき地保育所の開設期間を当該保育所を利用する保護者の農作業開始時期に対応させるため、この条例の制定について、提案するものである。

安平町立へき地保育所条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 年 月 日

安平町長 瀧 孝

安平町条例第 号

安平町立へき地保育所条例の一部を改正する条例

安平町立へき地保育所条例（平成18年安平町条例第83号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中「4月」を「3月」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第4号

安平町乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

安平町乳幼児等医療費の助成に関する条例（平成18年安平町条例第84号）の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成22年6月21日提出

安平町長 瀧 孝

（提案理由）

安平町の重点政策である人口確保対策及び少子化対策の一環として、子育て世帯における経済的負担の軽減に資するよう、入院等に係る医療費の助成対象者の要件を拡大するため、この条例の制定について、提案するものである。

安平町乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 年 月 日

安平町長 瀧 孝

安平町条例第 号

安平町乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

安平町乳幼児等医療費の助成に関する条例（平成18年安平町条例第84号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号及び第4条第1項中「満12歳」を「満15歳」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成22年8月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の安平町乳幼児等医療費の助成に関する条例第4条第1項ただし書の規定は、この条例の施行の日以後の入院及び指定訪問看護に係る医療費の助成について適用し、同日前の入院及び指定訪問看護に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

議案第5号

安平町分譲宅地の販売促進に係る譲与等の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

安平町分譲宅地の販売促進に係る譲与等の特例に関する条例（平成20年安平町条例第21号）の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成22年6月21日提出

安平町長 瀧 孝

（提案理由）

安平町の重点政策である人口確保対策の一環として、町に分譲宅地であるラ・ラ・タウン・おいわけの販売促進に資するよう、当該分譲宅地の無償貸付、減額譲渡等を行う場合に設定していた住宅構造条件を廃止するため、この条例の制定について、提案するものである。

安平町分譲宅地の販売促進に係る譲与等の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 年 月 日

安平町長 瀧 孝

安平町条例第 号

安平町分譲宅地の販売促進に係る譲与等の特例に関する条例の一部を改正する条例  
安平町分譲宅地の販売促進に係る譲与等の特例に関する条例（平成20年安平町条例第21号）の一部を次のように改正する。

第1条中「並びに良好な環境の保全並びに快適な環境の維持及び創造が町民の健康で文化的な生活の確保に大きく寄与すること」及び「環境対策を講じた」を削る。

第2条中「(太陽光発電システム、オール電化システムの設置その他の環境対策上必要と認めた条件を満たす者に限る。)」を削る。

第3条中「環境対策上の条件を満たす」を削る。

附則第2項を削り、附則第1項の見出し及び項番号を削る。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

対象宅地

所在地	面積
安平町追分白樺2丁目19番地	301.77㎡
安平町追分白樺2丁目23番地	254.99㎡
安平町追分白樺2丁目28番地	246.49㎡
安平町追分白樺2丁目33番地	246.50㎡
安平町追分白樺2丁目39番地	331.77㎡
安平町追分白樺2丁目77番地	284.13㎡
安平町追分白樺2丁目108番地	271.24㎡
安平町追分白樺2丁目131番地	263.50㎡
安平町追分白樺2丁目139番地	282.72㎡

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成22年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の安平町分譲宅地の販売促進に係る譲与等の特例に関する条例（以下「改正前の条例」という。）第3条の規定により宅地を無償で貸し付けている者に係る改正前の条例第2条の適用については、なお従前の例による。

議案第6号

安平町職員の育児休業等に関する条例及び安平町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

安平町職員の育児休業等に関する条例（平成18年安平町条例第32号）及び安平町職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成18年安平町条例第31号）の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成22年6月21日提出

安平町長 瀧 孝

（提案理由）

地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い、職員の配偶者の就業等の有無にかかわらず当該職員の育児休業の取得が可能となる制度等に関し必要な事項を定めるため、この条例の制定について、提案するものである。

安平町職員の育児休業等に関する条例及び安平町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 年 月 日

安平町長 瀧 孝  
安平町条例第 号

安平町職員の育児休業等に関する条例及び安平町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

(安平町職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第1条 安平町職員の育児休業等に関する条例(平成18年安平町条例第32号)の一部を次のように改正する。

第2条中第1号及び第2号を削り、第3号を第1号とし、第4号を第2号とし、第5号及び第6号を削り、同条の次に次の1条を加える。

(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める期間)

第2条の2 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める期間は、57日間とする。

第3条の見出しを「(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)」に改め、同条第1号中「第5条第2号に掲げる」を「第5条に規定する」に、「同号」を「同条」に改め、同条第4号中「当該育児休業をした職員の配偶者(当該子の親であるものに限る。)が3か月以上の期間にわたり当該子を育児休業その他の規則で定める方法により養育したこと(当該職員)」を「3か月以上の期間を経過したこと(当該育児休業をした職員)」に、「請求の際両親が当該方法」を「承認の請求の際育児休業」に改め、同条第5号中「再度の」を削る。

第5条中「次に掲げる事由」を「育児休業をしている職員について当該育児休業に係る子以外の子に係る育児休業を承認しようとするとき」に改め、同条各号を削る。

第9条中第1号及び第2号を削り、第3号を第1号とし、第4号を第2号とし、第5号及び第6号を削る。

第10条第1号中「育児短時間勤務」の次に「(育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。)」を加え、「第13条第2号」を「第13条第1号」に改め、同条第4号中「第13条第3号」を「第13条第2号」に改め、同条第5号中「当該育児短時間勤務をした職員の配偶者(当該子の親であるものに限る。)が3か月以上の期間にわたり当該子を育児休業その他の規則で定める方法により養育したこと(当該職

員」を「3か月以上の期間を経過したこと（当該育児短時間勤務をした職員」に、「請求の際両親が当該方法」を「承認の請求の際育児短時間勤務」に改める。

第13条中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とする。

第20条中「次に掲げる」を「育児短時間勤務又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている」に改め、同条各号を削る。

第21条第1項中「部分休業」の次に「(育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。)を加える。

(安平町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第2条 安平町職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成18年安平町条例第31号）の一部を次のように改める。

第9条第4項中「前3項」を「前4項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前2項」を「第1項及び前項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「第8条第2項」を「第7条第2項」に改め、「（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。）」を削り、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 任命権者は、3歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第7条第2項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）をさせてはならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成22年6月30日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の前日にこの条例第1条による改正前の安平町職員の育児休業等に関する条例第3条第4号又は第10条第5号の規定により職員が申し出た計画は、同日以後は、それぞれこの条例による改正後の安平町職員の育児休業等に関する条例第3条第4号又は第10条第5号の規定により職員が申し出た計画とみなす。

議案第7号

安平町多目的スポーツセンター条例の一部を改正する条例の制定について

安平町多目的スポーツセンター条例（平成18年安平町条例第172号）の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成22年6月21日提出

安平町長 瀧 孝

（提案理由）

安平町多目的スポーツセンターの利用者へのサービス向上に資するよう、定例の休館日を廃止するため、この条例の制定について、提案するものである。

安平町多目的スポーツセンター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 年 月 日

安平町長 瀧 孝

安平町条例第 号

安平町多目的スポーツセンターの一部を改正する条例

安平町多目的スポーツセンター条例（平成18年安平町条例第172号）の一部を次のように改正する。

第4条中「次に掲げるとおり」を「12月29日から翌年の1月3日まで」に改め、同条各号を削る。

附 則

この条例は、平成22年7月1日から施行する。

議案第8号

北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について

北海道市町村職員退職手当組合理約の一部を変更することについて、議会の議決を求める。

平成22年6月21日提出

安平町長 瀧 孝

(提案理由)

北海道総合振興局及び振興局の設置に関する条例の施行に伴い、関係条文を改正するための北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について、地方自治法第290条の規定により提案するものである。

## 北海道市町村職員退職手当組規約の一部を変更する規約

北海道市町村職員退職手当組規約（昭和32年1月23日32地第175号指令許可）の一部を次のように変更する。

第5条の表中「各支庁」を「北海道総合振興局及び北海道振興局の」に改める。

別表中「石狩支庁管内」を「石狩管内」に、「渡島支庁管内」を「渡島管内」に、「桧山支庁管内」を「檜山管内」に、「後志支庁管内」を「後志管内」に、「空知支庁管内」を「空知管内」に、「上川支庁管内」を「上川管内」に、「留萌支庁管内」を「留萌管内」に、「宗谷支庁管内」を「宗谷管内」に、「網走支庁管内」を「オホーツク管内」に、「胆振支庁管内」を「胆振管内」に、「日高支庁管内」を「日高管内」に、「十勝支庁管内」を「十勝管内」に、「釧路支庁管内」を「釧路管内」に、「根室支庁管内」を「根室管内」に、「(桧山)」を「(檜山)」に、「(網走)」を「(オホーツク)」に改める。

別表空知管内の項中「幌加内町」を削り、同表上川管内の項中「占冠村」の下に「幌加内町」を加え、同表留萌管内の項中「幌延町」を削り、同表宗谷管内の項中「枝幸町」の下に「幌延町」を加え、同表一部事務組合（石狩）の項中「石狩西部広域水道企業団」を削り、同表（留萌）の項中「西天北五町衛生施設組合」を削り、同表（宗谷）の項中「利尻島国民健康保険病院組合」の下に「西天北五町衛生施設組合」を加え、同表（札幌）の項中「北海道町村議会議員公務災害補償等組合」の下に「石狩西部広域水道企業団」を加える。

### 附 則

この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

議案第9号

北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の変更について

北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の一部を変更することについて、議会の議決を求める。

平成22年6月21日提出

安平町長 瀧 孝

(提案理由)

北海道総合振興局及び振興局の設置に関する条例の施行に伴い、関係条文を改正するための北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の変更について、地方自治法第290条の規定により提案するものである。

北海道町村議会議員公務災害補償等組合同規約の一部を変更する規約

北海道町村議会議員公務災害補償等組合同規約（昭和43年5月1日地方第722号指令許可）の一部を次のように変更する。

別表第2中「石狩支庁管内」を「石狩振興局管内」に、「渡島支庁管内」を「渡島総合振興局管内」に、「檜山支庁管内」を「檜山振興局管内」に、「後志支庁管内」を「後志総合振興局管内」に、「空知支庁管内」を「空知総合振興局管内」に、「上川支庁管内」を「上川総合振興局管内」に、「留萌支庁管内」を「留萌振興局管内」に、「宗谷支庁管内」を「宗谷総合振興局管内」に、「網走支庁管内」を「オホーツク総合振興局管内」に、「胆振支庁管内」を「胆振総合振興局管内」に、「日高支庁管内」を「日高振興局管内」に、「十勝支庁管内」を「十勝総合振興局管内」に、「釧路支庁管内」を「釧路総合振興局管内」に、「根室支庁管内」を「根室振興局管内」に改める。

附 則

この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

議案第10号

北海道市町村総合事務組合格約の変更について

北海道市町村総合事務組合格約の一部を変更することについて、議会の議決を求める。

平成22年6月21日提出

安平町長 瀧 孝

(提案理由)

北海道総合振興局及び振興局の設置に関する条例の施行に伴い、関係条文を改正するための北海道市町村総合事務組合格約の変更について、地方自治法第290条の規定により提案するものである。

北海道市町村総合事務組合同規約の一部を変更する規約

北海道市町村総合事務組合同規約（平成7年3月7日市町村第1973号指令）の一部を次のように変更する。

第6条第1項中「各支庁管内町村会長」を「各地区町村会長」に改め、同条第2項中「支庁管内町村会副会長」を「地区町村会副会長」に改める。

第7条第2項中「支庁管内町村会長」を「地区町村会長」に改める。

別表第1中「石狩支庁」を「石狩振興局」に、「渡島支庁」を「渡島総合振興局」に、「  
「空知支庁  
檜山支庁」を「檜山振興局」に、「後志支庁」を「後志総合振興局」に、(35) 」を  
「空知総合振興局  
(34) 」に改め、「幌加内町」を削り、「上川支庁」を「上川総合振興局  
(30) 」を (31) 」  
に、「鷹栖町」を「幌加内町、鷹栖町」に、「留萌支庁」を「留萌振興局  
(13) 」を (11) 」  
延町」及び「西天北5町衛生施設組合」を削り、「宗谷支庁」を「宗谷総合振興局  
(15) 」を (17) 」に、  
「猿払村」を「幌延町、猿払村」に改め、「利尻島国民健康保険病院組合」の次に「西  
天北5町衛生施設組合」を加え、「網走支庁」を「オホーツク総合振興局」に、「胆振支  
庁」を「胆振総合振興局」に、「日高支庁」を「日高振興局」に、「十勝支庁」を「十勝総  
合振興局」に、「釧路支庁」を「釧路総合振興局」に、「根室支庁」を「根室振興局」に改  
める。

附 則

この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

議案第11号

北海道市町村備荒資金組合格約の変更について

北海道市町村備荒資金組合格約の一部を変更することについて、議会の議決を求める。

平成22年6月21日提出

安平町長 瀧 孝

(提案理由)

北海道総合振興局及び振興局の設置に関する条例の施行に伴い、関係条文を改正するための北海道市町村備荒資金組合格約の変更について、地方自治法第290条の規定により提案するものである。

北海道市町村備荒資金組合同規約の一部を変更する規約

北海道市町村備荒資金組合同規約（昭和31年規約第1号）の一部を次のように変更する。

第6条中「各支庁」を「北海道総合振興局及び北海道振興局の」に改める。

附 則

この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による北海道知事の許可のあった日から施行する。

議案第12号

平成22年度安平町一般会計補正予算（第2号）について

平成22年度安平町一般会計補正予算（第2号）を別紙のとおり提出する。

平成22年6月21日提出

安平町長 瀧 孝

（提案理由）

当初予算で留保した政策的事業の計上等により、平成22年度安平町一般会計補正予算について、地方自治法第218条第1項の規定により提案するものである。

議案第13号

平成22年度安平町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について

平成22年度安平町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を別紙のとおり提出する。

平成22年6月21日提出

安平町長 瀧 孝

（提案理由）

前年度繰越金の決定等により、平成22年度安平町国民健康保険事業特別会計補正予算について、地方自治法第218条第1項の規定により提案するものである。

議案第14号

平成22年度安平町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について

平成22年度安平町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）を別紙のとおり提出する。

平成22年6月21日提出

安平町長 瀧 孝

（提案理由）

前年度繰越金の決定等により、平成22年度安平町後期高齢者医療事業特別会計補正予算について、地方自治法第218条第1項の規定により提案するものである。

議案第15号

平成22年度安平町老人保健事業特別会計補正予算（第1号）について

平成22年度安平町老人保健事業特別会計補正予算（第1号）を別紙のとおり提出する。

平成22年6月21日提出

安平町長 瀧 孝

(提案理由)

前年度繰越金の決定等により、平成22年度安平町老人保健事業特別会計補正予算について、地方自治法第218条第1項の規定により提案するものである。

議案第16号

平成22年度安平町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について

平成22年度安平町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を別紙のとおり提出する。

平成22年6月21日提出

安平町長 瀧 孝

（提案理由）

前年度繰越金の決定等により、平成22年度安平町介護保険事業特別会計補正予算について、地方自治法第218条第1項の規定により提案するものである。

議案第17号

平成22年度安平町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について

平成22年度安平町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）を別紙のとおり提出する。

平成22年6月21日提出

安平町長 瀧 孝

(提案理由)

簡易水道事業公営企業法適用化に伴う資産評価委託業務等により、平成22年度安平町簡易水道事業特別会計補正予算について、地方自治法第218条第1項の規定により提案するものである。

議案第18号

平成22年度安平町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について

平成22年度安平町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を別紙のとおり提出する。

平成22年6月21日提出

安平町長 瀧 孝

（提案理由）

下水道整備費の追加等により、平成22年度安平町公共下水道事業特別会計補正予算について、地方自治法第218条第1項の規定により提案するものである。

議案第19号

平成22年度安平町工業団地事業特別会計補正予算（第1号）について

平成22年度安平町工業団地事業特別会計補正予算（第1号）を別紙のとおり提出する。

平成22年6月21日提出

安平町長 瀧 孝

（提案理由）

前年度繰越金の決定等により、平成22年度安平町工業団地事業特別会計補正予算について、地方自治法第218条第1項の規定により提案するものである。